

不服理由	労災		雇用	徴収法
	保険給付に関する決定	左記以外の処分	①被保険者資格の得喪の確認に関する処分 ②失業等給付に関する処分 ③不正受給による返還・納付命令に関する処分	①概算保険料の認定決定の処分 ②確定保険料の認定決定の処分 ③①・②以外の処分

請求先	<b>労働者災害補償保険審査官</b> 審査請求 審査請求をした日から3月を経過しても審査請求についての決定がないときは、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる	<b>厚生労働大臣</b> 審査請求	<b>雇用保険審査官</b> 審査請求 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても審査請求についての決定がないときは、雇用保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる	<b>厚生労働大臣</b> 審査請求
期限	原処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内	原処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内	原処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内	原処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内
請求方法	文書または口頭	文書	文書または口頭	文書

請求先	<b>労働保険審査会</b> 再審査請求
期限	決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2月以内
請求方法	文書

請求先	<b>労働保険審査会</b> 再審査請求
期限	決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2月以内
請求方法	文書



不服理由	健保	厚生	国年	国保	介保	
	①被保険者資格に関する処分 ②標準報酬に関する処分 ③保険給付に関する処分	①保険料その他徴収金の賦課・徴収の処分 ②滞納処分	①被保険者の資格に関する処分 ②標準報酬に関する処分 ③保険給付に関する処分	①保険料その他徴収金の賦課・徴収の処分 ②滞納処分 <b>脱退一時金に関する処分</b>	①被保険者の資格に関する処分 ②給付に関する処分	①保険料その他徴収金に関する処分 <b>脱退一時金に関する処分</b>

請求先	<b>社会保険審査官</b> 審査請求 審査請求をした日から2月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる	<b>社会保険審査会</b> 審査請求	<b>社会保険審査官</b> 審査請求 審査請求をした日から2月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる	<b>社会保険審査会</b> 審査請求	<b>社会保険審査官</b> 審査請求 審査請求をした日から2月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる	<b>社会保険審査会</b> 審査請求	<b>国民健康保険審査会</b> 審査請求	<b>介護保険審査会</b> 審査請求
期限	原処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内	原処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内	原処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内	原処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内	原処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内	原処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内	原処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内	
請求方法	文書または口頭	文書または口頭	文書または口頭	文書または口頭	文書または口頭	文書または口頭	文書または口頭	

請求先	<b>社会保険審査会</b> 再審査請求
期限	決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2月以内
請求方法	文書または口頭

請求先	<b>社会保険審査会</b> 再審査請求
期限	決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2月以内
請求方法	文書または口頭

請求先	<b>社会保険審査会</b> 再審査請求
期限	決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2月以内
請求方法	文書または口頭

